

# 衆議院総務委員会ニュース

平成 20.4.24 第 169 回国会第 18 号

4 月 24 日、第 18 回の委員会が開かれました。

- 1 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 49 号）
  - ・増田総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
  - ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
（賛成 自民、民主、公明、共産、社民、国民）
  - ・石田真敏君外 5 名（自民、民主、公明、共産、社民、国民）から提出された附帯決議案について、黄川田徹君（民主）から趣旨説明を聴取しました。
  - ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。  
（賛成 自民、民主、公明、共産、社民、国民）

（質疑者及び主な質疑内容）

## 寺田 学君（民主）

- ・迷惑メールの現状及び被害実態をどう捉えているか。
- ・今回の法改正で各条項の詳細を定めることとされている政省令はいつごろ整備されるのか。
- ・総務省と経済産業省がそれぞれの法律によりそれぞれの所管する財団法人を通じて迷惑メールの規制をしている現状を総務省としてどのように考えているか。

## 塩川 鉄也君（共産）

- ・今回の法改正において、広告宣伝メールの規制の方式をオプトアウト方式からオプトイン方式に改めているが、3 年前の法改正時に、オプトイン方式にするべきではなかったのか。
- ・今回の法改正により、悪質なメール（ボットネットを利用したもの、フィッシングメール等）にどのような対応が可能となるのか。

## 重野 安正君（社民）

- ・今回の改正案第 3 条第 2 項の「同意があったことを証する記録」については、捜査機関等が求めた場合には開示できるものなのか。
- ・年間 300 万件を超える迷惑メールの情報が寄せられているにも関わらず、実際に措置命令や摘発事例が数件にとどまっているが、その理由は何か。
- ・改正案第 29 条において、総務大臣は迷惑メールの送信者に関する情報の提供を求めることができるとされているが、これについて、憲法に保障されている「通信の秘密」との関係はどのようになっているのか。